



Prologue

総合ガイダンス

さてさて、みなさん、社会保険労務士試験の合格に向けて、勉強の開始です。

あつ、でも、焦らないでください。いきなり本格的な勉強には入りませんよ。

具体的な法律の勉強を始める前に、まずは、「社会保険労務士試験」のことを知っておきましょう。これから受けようとする試験、そのことを知らずに勉強を進めるといのは…ちょっと考えものですからね。どのような試験か、知る、これが効率的な勉強に、そして合格に、つながるんですよ。

そうそう、社会保険労務士試験以前に、そもそも社会保険労務士って、ご存じですか？ まあ、知っているからこそ、今、本書を読み始めているんだと思いますが…。

ただ、名前は知っているけど…、興味はあるけど…、実は、あまり詳しくは知らない、なんて方もいるかもしれませんよね。

ですので、ちょっとだけ、社会保険労務士に関することを説明させていただき、続いて「試験」のことに話を進めていきます。

1 社会保険労務士とは？

社会保険労務士とは、社会保険労務士法に基づく国家資格、つまり、国に認められた資格です。

平成28年4月末現在、日本全国で4万110人の社会保険労務士がいます。ちなみに、税理士は、およそ7万5,000人いますから、それと比べると、かなり少ないんですよ。

ところで、社会保険労務士と一言でいいますが、社会保険労務士の中には、いくつかの種類があります。ご存じですか？

みなさんがイメージしているのは、独立した事務所を持って、一般の企業などと契約を結び、依頼された業務を行う「**開業社会保険労務士**」ですかね？

ご存じないかもしれませんが、この開業社会保険労務士のほかに、一般の企業などに勤務し、その企業内において業務を行う「**勤務社会保険労務士**」といわれる社会保険労務士もいます。

「開業」「勤務」の区分とは別に、「**特定社会保険労務士**」という資格があります。「**特定社会保険労務士**」というのは、一般の社会保険労務士が行うことができる業務のほか、労使間のもめ事の解決のお手伝いをする業務なども行える資格なのです。

ちなみに、特定社会保険労務士という資格は、社会保険労務士となった後に、研修を受け、**紛争解決手続代理業務試験**という試験に合格して、初めて名のれるものです。

社会保険労務士の業務		
1・2号業務	公共職業安定所などの行政機関に提出する書類の作成や事務手続など（提出代行事務、事務代理）	労働保険・社会保険の加入や脱退の手続、保険給付の請求の手続、行政機関等の調査に対する主張など
	企業に作成が義務づけられている諸規程、帳簿などの書類の作成やその届出など	就業規則の作成・届出や労働者名簿の作成など
3号業務	指導・相談業務（コンサルティング業務）	人事・賃金制度の設計、雇用管理に関する指導、高齢者雇用に関する相談、年金相談など
紛争解決手続代理業務	都道府県労働局（紛争調整委員会）が行うあっせんの手続の代理、調停の手続の代理など（この業務も、1・2号業務に分類されます） ※ 特定社会保険労務士に限り行うことができます。	

社会保険労務士の業務や試験などに関しては、**社会保険労務士法**という法律に規定されています。この法律の第2条に社会保険労務士の業務に関する規定があり、「1・2号業務」というのは、第2条1項の第1号から第2号に規定されているので、このような呼称をしています。ちなみに、「1・2号業務」は、一部の例外を除いて、社会保険労務士以外の人が商売として行うことが禁止されています。

2 社会保険労務士になるには？

社会保険労務士になるには、まず、その資格を得なければならないのですが、資格の取得方法は2つに大別することができます。

① **社会保険労務士試験**に合格している（社会保険労務士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ場合を含めます）

② 弁護士となる資格を有している

このいずれかです。

社会保険労務士試験に合格するってことが大変だと思うのであれば、弁護士の資格を取得すれば、社会保険労務士になることができます！ 一般的には、「社会保険労務士試験に合格する」ってほうを、選ぶとは思いますが…！？

はい、そこですが、この資格を有しただけでは、「社会保険労務士」とは名のれません。全国社会保険労務士会連合会（社会保険労務士の全国団体です）に社会保険労務士の名簿があり、それに登録をします。

登録が完了すると、晴れて「社会保険労務士」と名のれます。ちなみに、登録するには、それなりの費用がかかります。

「社会保険労務士試験の合格」により資格を得た場合、登録には、さらに、「実務経験が2年以上ある」という要件が必要になります。ただ、受験される方の多くは実務経験とは縁のない方、という現実があるので、社会保険労務士試験に合格した後、「事務指定講習」という講習を受け、それを修了すれば、「実務経験が2年以上ある」と扱ってもらえることになっています。

3 社会保険労務士試験の受験資格

それでは、ここから、「社会保険労務士試験」の話に移ります。

まず、社会保険労務士試験を受験するためには、受験資格が必要です。受験資格がないと受験できないのです。

どのような資格が必要かといえば、たとえば、大学を卒業しているとか、一定の専門学校を卒業しているとか、様々な資格があります。

受験資格のうち、主なものを紹介しておきます。

【主な受験資格】

- ① 大学、短期大学又は高等専門学校（5年制）を卒業した者
- ② 大学（短期大学を除きます）において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者
- ③ 大学（短期大学を除きます）において卒業認定単位を62単位以上修得した者
- ④ 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- ⑤ 社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験（国家公務員採用総合職試験、税理士試験など）に合格した者
- ⑥ 行政書士となる資格を有する者
- ⑦ 社会保険労務士もしくは社会保険労務士法人又は弁護士もしくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者
- ⑧ 労働組合の職員又は法人等もしくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務（ただし、このうち特別な判断を要しない単純な事務は除かれます）に従事した期間が通算して3年以上になる者

ここに記載した受験資格は、ほんの一部です。この他にも受験資格はあります。

もし、受験資格に不安がある場合は、あらかじめ全国社会保険労務士会連合会試験センターに問い合わせましょう。

全国社会保険労務士会連合会 試験センター

〒103-8347

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 5階

電話：03-6225-4880

（受付時間：9：30～17：30（土日祝日、年末年始を除きます））

◆ 試験日

社会保険労務士試験は、**1年に1回**、実施されます。

例年8月の第4日曜日又は第5日曜日に行われますが、平成28年度は8月28日(日)でした。

暑い時期の試験です。体調管理をしっかりとっておかないと、試験日に夏バテになっていたり、体調を崩したりなんてことになりかねませんから、勉強ばかりではなく、体調の管理も怠らないように。

ワンポイント

試験日は真夏ですが、寒さ対策が必要ってこともありますよ！試験会場がクーラーで、「さむ〜」ってこともありますから。

◆ 試験地

平成28年度社会保険労務士試験の試験地は、受験案内では、次の19都道府県の28会場でした。

北海道	宮城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
石川県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	岡山県
広島県	香川県	福岡県	熊本県	沖縄県		

試験会場は、年度によって変わることがありますので、受験案内で確認してください。

ワンポイント

試験地は好きなところを選べます。東京都などは複数の会場が準備され、その会場も選べます。ただ…人気のある会場を選ぶと、定員オーバーになったりして、他の会場に回されてしまうこともあります！ご注意ください。

◆ 受験手数料

平成28年度社会保険労務士試験の受験手数料は、9,000円(+払込手数料130円)でした。このところ、ず〜っと、この値段です。

この受験手数料以外に、受験申込書に貼り付ける写真を撮ったり、受験申込書を郵送する費用などがかかるので、受験手数料と合わせて1万円ほどは、必要になりますかね。

◆ 試験形態

社会保険労務士試験は学科試験です。実技試験とかではありません。

で、方式は文章を書いたりするのではなく、マークシート方式です。

出題形式は、「選択式」と「択一式」の2つに分かれています。まずは、選択式の問題を見てみましょう。

選択式試験 問題例（平成26年度試験より抜粋）

〔問 8〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 政府は、少なくとも□A□年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支について、その現況及び□B□期間における見通しを作成しなければならない。

この□B□期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね□C□年間とする。

- 2 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく□D□ことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その□E□ことができる。

選択肢

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 3 | ② 5 |
| ③ 7 | ④ 10 |
| ⑤ 25 | ⑥ 30 |
| ⑦ 50 | ⑧ 100 |
| ⑨ 医師の診察を拒んだ | ⑩ 財政均衡 |
| ⑪ 財政計画 | ⑫ 収支均衡 |
| ⑬ 将来推計 | ⑭ 全額の支給を停止する |
| ⑮ 全部を一時差し止める | ⑯ 全部又は一部を一時差し止める |
| ⑰ 全部又は一部を行わない | ⑱ 当該職員の指導に従わない |
| ⑲ 当該職員の診断を拒んだ | ⑳ 療養に関する指示に従わない |

選択式試験は、文章の中にAからEまで5つの空欄が設けられていて、その空欄に、あらかじめ別に用意された20の選択肢の中から、最も適切な語句の選択肢を選び、文章を完成させるというものです（選択肢が各空欄ごとに4つずつに区分された形式で出題されることもあります）。

着席時間は厳守ですよ。遅刻をすると試験を受けられないってこともありますからね。

もし試験を受けることができたとしても、精神的に焦ってしまうってことから、試験当日は、時間にゆとりをもって、試験会場に向かうようにしましょう。

ワンポイント

択一式の試験時間、長いですよ！ そうなると、途中でトイレに行きたくなるなんてこともあり得ます。喉が渇いて、何か飲みたくなるってこともあるでしょう。

大丈夫ですよ。試験監督官に言えば、ちゃんとトイレにも行けますし、飲み物を飲むこともできますから。

◆ 受験手続

そう、大切なことを忘れるところでした。

社会保険労務士試験を受けるには、どのような手続を、いつ、すればよいのかってこと。受験手続をしないことには、試験を受けることができませんからね。

例年4月中旬に、社会保険労務士試験の実施について、試験日などが明らかにされます。同時に、試験センターや各都道府県の社会保険労務士会において「受験案内」が配布されます。

受験申込書は試験センターや各都道府県の社会保険労務士会に行けば入手できますが、お忙しい方などは、わざわざ取りに行くことができないってことがありますよね。そのような方のために、郵送で受験申込書を取り寄せることができるようになっていきます。返信用封筒を同封して請求すると、受験申込書を送ってもらえます。この請求方法は、試験センターのホームページに掲載されますので、詳細は、そちらで確認してください。

受験申込書が届いたら、早速、受験手続です。

受験手続は、例年4月中旬頃から5月末日までの間に、行うことになっています。受験申込書に必要事項を記載し、そのほか必要な書類などをそろえ、試験センターの窓口へ直接持参するか、又は郵送で行うことができます。ちなみに、平成28年度試験においては、4月11日から5月31日までが受験申込書の受付期間となっていました。年度によって変更されることがあるので、必ず受験案内を確認するようにしましょう。

ワンポイント

受験手続は、できるだけ早くしておきましょう。ギリギリに手続を、なんて考えていて、そのギリギリに、突発的なことが起きて…申し込めなかった、なんてことになったら、1年、待たないといけませんからね。

◆ 合格発表

試験が終わった後、待ち遠しくなるのが、合格発表ですね。試験が終わり…すぐ発表、ということだといいいんですが、数カ月ほど待たないといけないのです。

平成28年度試験の合格発表日は11月11日（金）です。例年11月前半（第1金曜日又は第2金曜日）に発表されます。

可否については、受験された方（途中棄権者と不正者は除きます）には、成績等の通知（合格者には合格証書）が送られてくるので、それで確認することができます。そのほか、次の方法により可否を確認することができます。

- 合格発表日の官報に合格者の受験番号が公告されます。
- 厚生労働省、試験センター、都道府県社会保険労務士会にて合格者の受験番号の掲示等が行われます。
- 試験センターホームページ（<http://www.sharosi-siken.or.jp/>）に合格者の受験番号が掲載されます。

一刻も早く確認したいという方は、合格発表日の当日、官報で受験番号を確認するのが一番早いでしょう。インターネット版「官報」なら、多少時間のズレはありますが、朝9時前には確認できます。

5 試験科目など

社会保険労務士試験には、どんな法律が出題されるのか？ 何問出題されるのか？ これは、試験対策上、必ず知っておく必要があります。ということで、ここでは、試験科目と出題数について、紹介します。

まずは、次の表を見てください。

科 目	出題数（配点）	
	選択式	択一式
労働基準法及び労働安全衛生法	1問（5点）	10問（10点）
労働者災害補償保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含みます）	1問（5点）	10問（10点）
雇用保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含みます）	1問（5点）	10問（10点）
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問（5点）	10問（10点）
社会保険に関する一般常識	1問（5点）	
健康保険法	1問（5点）	10問（10点）
厚生年金保険法	1問（5点）	10問（10点）
国民年金法	1問（5点）	10問（10点）
合 計	8問（40点）	70問（70点）

◆ 選択式試験について

選択式試験は、8問出題されます。

「労働基準法及び労働安全衛生法」は、1問の中で、空欄3つが労働基準法、空欄2つが労働安全衛生法という組合せで出題されています。過去（記述式だった当時）には、5つの空欄すべてが労働基準法だったり、労働安全衛生法だったりということもありました。

平成22年度試験以降は、「労働者災害補償保険法」（「労災保険法」といいます）及び「雇用保険法」の試験科目は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（「労働保険徴収法」といいます）からの出題はありませんと、受験案内において明らかにされています（労働保険徴収法は選択式の出題がないってことですが、平成29年度以降の扱いは、各年度の受験案内で確認するようにしてください）。

◆ 択一式試験について

択一式試験は70問出題されますが、1科目10問という構成になっています。

「労働基準法及び労働安全衛生法」の試験科目は、7問が労働基準法、3問が労働安全衛生法という組合せで出題されています。

「労災保険法」及び「雇用保険法」の試験科目は、それぞれ10問のうち3問が「労働保険徴収法」からの出題となっています。

「労務管理その他の労働に関する一般常識」及び「社会保険に関する一般常識」の試験科目は、合わせて1科目10問（それぞれ5問）として出題されています。

ワンポイント

択一式試験の試験時間、時間だけを見ると、とても長そうですが、実は時間との戦いになります！70問を210分で解くわけで、単純に平均すると、1科目(10問)30分、1問3分、1問に5肢あるので、1肢当たり36秒ってことになります。ですから、時間配分を間違えると、大変なことになってしまいます。試験時間中に解ききれないなんてことに。時間配分、これ、大切ですよ。

6 合格ライン

前述したように、社会保険労務士試験は、選択式試験と択一式試験で行われます。

合格するためには、それぞれの試験で基準点以上の点を取らなければなりません。選択式試験、択一式試験どちらかだけ基準点以上というのでは、ダメです。2つの試験の合計点が高得点でも、どちらかが基準点に満たなければ、やはり、ダメです。

そこで、まず、それぞれの試験の配点ですが、

選択式試験	各空欄1点	1科目5点満点	8科目	40点満点
択一式試験	各問を1点	1科目10点満点	7科目	70点満点

となっています。

では、選択式試験、択一式試験で、それぞれ何点取れば合格できるのでしょうか？
合格基準については、平成12年度試験までは公表されていませんでしたが、平成13年度試験から公表されています。直近の5年度の合格基準は、次表のとおりです。

年度 (平成)	選択式試験の基準点		択一式試験の基準点	
	総得点	科目別*	総得点	科目別*
23年度	23点以上	「労基法・安衛法」 「労災法」「社会一般」 「厚年法」「国年法」 ⇒2点以上	46点以上	—
24年度	26点以上	「厚年法」⇒2点以上	46点以上	—
25年度	21点以上	「社会一般」⇒1点以上 「労災法」「雇保法」 「健保法」⇒2点以上	46点以上	—
26年度	26点以上	「雇保法」「健保法」 ⇒2点以上	45点以上	「一般常識」⇒3点以上
27年度	21点以上	「労働一般」「社会一般」 「健保法」「厚年法」 ⇒2点以上	45点以上	—

※ 各科目について、**選択式は3点以上、択一式は4点以上**が原則です。表では科目別の基準点が引き下げられた科目とその得点を記載しています。「—」の箇所は、科目別の基準点の引下げが行われていないことを示しています。

基準点、年度によって、違っていることがあります。

これって、試験問題の難易度が年度によって違って、受験生の平均的な得点が高いときもあれば、低いときもあるので、それによって微調整をしているのです。

そこで、選択式試験の基準点ですが、21点～26点で推移しています。満点が40点ですから、その7割が28点です。つまり、過去の基準点から、7割以上正解できれば、基準点に達するといえます(過去に基準点が28点を超えたことはありません)。

これに対して、択一式試験の基準点は、ここに掲載していない分を含めて40点台で推移しています。70点満点ですから、6割なら42点、7割なら49点です。つまり、択一式試験は、6割しか正解できないと合否が微妙になってしまいます。

いずれにしても、**満点を取る必要はなく**、7割程度の得点を確保できれば、合格です。

それと、一つ厄介なものがあります。科目別の基準点です。これで、毎年、涙をのむ受験生がたくさんいます。各科目とも基準点以上の点を取らないといけないのです！ つまり、どれか1科目でも基準点に満たないと、合計点が高得点でも、「合格」とならないのです。このことから、**苦手科目は、絶対に作ってはいけない**ともいえます。

とはいっても、科目によって、基準点が引き下げられるってことがあります。

ただ、事前に基準点が引き下げられることが決まっているのではなく、受験生の得点状況によって、引下げが行われます。つまり…みんなができない問題は、出来が悪くても基準点が引き下げられ、救われる可能性があるってことです。

これは、勉強を進めていくうえで、重要なことです。誰もが知らない細かいことを勉強しても、あまり意味がない。逆に、誰もが知っていることは、確実に正解できるようにしておく必要がある、ってことになります。

7 合格者数などの推移

毎年、どれくらいの人が合格しているのか、気になりますよね。ってことで、次の表を見てください。

年度	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
平成23年	67,662人	53,392人	3,855人	7.2%
平成24年	66,782人	51,960人	3,650人	7.0%
平成25年	63,640人	49,292人	2,666人	5.4%
平成26年	57,199人	44,546人	4,156人	9.3%
平成27年	52,612人	40,712人	1,051人	2.6%

受験申込者数は、最近、5万人台～6万人台で推移しています。その8割ほどが実際に受験しています。受験率、不思議といえば、不思議ですよ。受験手続きをしたのにもかかわらず、1万人以上の方が、実際には受験しないって。これは、試験の直前期になって、受験を断念してしまう方が、かなりいるってことなんですよ。つまり、それだけ厳しい試験ともいえます。合格を勝ち獲るためには、強い意志と覚悟が必要なんですよ。

合格率は、こここのところ2%～9%台で推移しています。この率を見てしまうと、やはり厳しいと思ってしまうですよ。

でも、現実的にいえば、とりえず受験だけしてみようなんて方もいますから、しっかりと勉強をした人の中で考えると、もう少し高いといえるでしょう。

さらに、一人ひとりの方で考えれば、「合格」か、「不合格」か、2つに1つ、つまり、合格率は50%です。

合格するというのは、簡単ではありませんが、努力を惜みず、かつ、勉強方法を間違えなければ、大丈夫です。「合格」は、手の届くところにあります。

8 各科目の概要

「社会保険労務士試験」についての話をしてきましたが、ここで、試験に出題される科目の概要を簡単に説明しておきます。

労働基準法

労働基準法は、労働者が働く場面において、労働者を保護するために設けられた法律で、「賃金の支払」や「労働時間」などの労働条件の最低基準（使用者が守らなければならない基準）を定めています。

試験には、法律（国会の議決を経て制定されるもの）や命令（内閣や各省大臣が制定するもの）だけではなく、判例（最高裁判所の裁判の先例であって、一定の規範性を持った判決のこと）の趣旨や法律の行政上の解釈（通達といわれます）なども出題されるため、出題科目の中で最も難易度の高い科目の一つです。

労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働条件の一つである安全及び衛生について、「職場における労働者の安全と健康を確保し、さらには快適な職場環境を形成すること」を目的として制定された法律です。もともとは労働基準法に規定されていた規定を分離独立させる形で制定されたものなので、法律の基本的な考え方は労働基準法と同様です。

労働安全衛生法は、関連法令を含めると、すごいボリュームになるのですが、試験に出題されるのは、その中の限られた部分だけですから、それらを中心に学習を進めていくのが効率的です。

労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法は、一般に、その名称を省略して労災保険法と呼びます。

労災保険は、労働基準法に規定している災害補償の規定、これを「保険」制度化したものです。具体的には、労働者が業務上や通勤により病気やケガをしたときなどに、その治療代を支給するほか、そのことにより失われた所得を補償する制度です。そのため、保険給付に関する規定が中心となった法律で、試験の出題も保険給付に関することが大半を占めています。

雇用保険法

雇用保険法は、雇用全般に関する支援をするために設けられたものです。その中心は失業時の所得保障ですが、そのほか雇用の継続が困難となる事由（高齢期における賃金の低下や育児休業、介護休業の取得）が生じた場合の所得保障や就職を促進するための給付などを行います。

実務色の強い出題（手続方法や届書の記載事項、添付書類などに関する出題）が行われることがあるので、具体的な事例を確認しながら学習を進めると、知識が身に付きやすくなります。

労働保険徴収法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、労働保険徴収法、徴収法などと略称で呼ばれることが一般的です。その名称のとおり労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料の徴収や労働保険の適用に関することを規定しています。

いわゆる手続法といえますので、保険料の納付に関する手続方法や保険料の計算方法など実務的要素の強い出題が行われます。

労務管理その他の労働に関する一般常識

この科目は、単独科目にはなっていない労働関連法令（労働者派遣法、男女雇用機会均等法、労働組合法など）、労務管理（企業経営に必要な「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」のうち、「ヒト」に関する管理活動のこと）、さらには労働経済（労働に関する統計調査の結果や労働経済白書の記述に関する事項などのこと）が出題されます。

出題範囲が広範なため、すべてを網羅した学習はほぼ不可能です。過去の出題傾向と厚生労働省が行っている施策の動向などから、出題される可能性の高い項目を中心に、広く浅く知識を身に付けることで対応していきましょう。

健康保険法

健康保険は、病気やケガをしたときの治療代などについて保険給付を行う医療保険の中心的な存在です。具体的には、民間の会社員やその被扶養家族が業務災害以外の事由で病気にかかったり、ケガをした場合に保険給付を行うほか、出産や死亡に関しても保険給付を行います。

最近は、通達などレベルの高い内容が頻繁に出題されるようになってきているので、得点を伸ばすには、基本事項のマスターに加えて応用力を身に付けておくことが必要です。

国民年金法

公的年金制度は2階建ての制度となっていますが、そのベースとなる部分が国民年金制度です。国民の老後の所得保障のために年金（「老齢基礎年金」といいます）を支給する制度ですが、若年期や壮年期に障害状態になった場合の所得保障や被保険者などの死亡による遺族への所得保障なども行います。

このところ、応用力を必要とする問題などが増え、難易度が上がってきています。公的年金の基礎となる法律で、最重要科目の1つといえますから、時間をかけて、じっくりと理解していくようにしましょう。

厚生年金保険法

厚生年金保険は、民間の会社員や公務員など被用者の老後の所得保障のために年金（「老齢厚生年金」といいます）を支給する制度で、国民年金の上乗せとして位置付け

られています。また、老齢に関する保険給付以外にも、被保険者の障害や死亡に関する所得保障としての年金なども設けられています。

年金制度の複雑化とあわせるように、レベルの高い出題がありますが、まずは、基本をしっかりと固めるようにしましょう。

社会保険に関する一般常識

単独科目にはなっていない国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、児童手当法、社会保険労務士法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法などの法令、そのほか、社会保険の沿革、社会保障制度に関する事項、近年の法律改正に関する事項、厚生労働白書の記述などからも出題されます。

一見、幅が広そうですが、労務管理その他の労働に関する一般常識と比較すると、点の取りやすい出題が多い傾向があります。

9

合格のための学習法 7つのポイント

前述したように、社会保険労務士試験は、10人に1人が合格できるかどうかという難関試験です。そのような試験ですから、たとえば、本書を数回読んだだけなんていう程度の学習では、合格点を確保することは、まず無理でしょう。何度も何度も繰り返し本書を読む、過去問を解くなどして、初めて合格圏に入れる得点を確保できる程度の知識を得ることができます。

しかし、ただ単に繰り返すだけでは、効果的に学習を進めることができません。

そこで、ここでは、合格のための学習のポイントを紹介します。ここで紹介する学習方法を参考にし、根気よく学習を進めてください。自ずと合格が近づいてきます。

Point 1 学習計画を立てよう

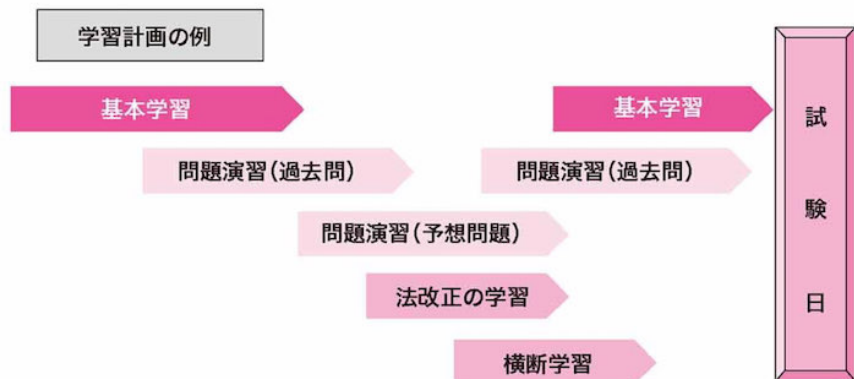
社会保険労務士試験は、前述したように8月の下旬に行われます。学習を始めた時期にかかわらず、この試験日から逆算して学習計画を立てましょう。

計画の内容は、学習を開始した時期や学習に充てられる時間などにより一概にはいえませんが、試験までに**少なくとも3回**はすべての科目を繰り返し学習できるようにしましょう。当然、多ければ多いほうがよいのですが、物理的に限度つてありますからね。

そこで、計画ですが、あまり細かいものとしなないようにしましょう。おおまかな計画を立て、学習の進捗状況に応じて、修正していくのが理想的です。計画を優先して、勉強をいい加減に進めていくなんていうのは、ダメですよ。本末転倒ですからね。勉強が思うように進まなければ、それに合わせて計画を修正していきます。

たとえば、学習期間が8カ月程度しかないのであれば、最初の4カ月から5カ月は基本的な学習に充てましょう。最初の計画では4カ月、もし遅れたら5カ月というように。

そして、その後の期間で問題演習や応用的な内容の学習を進め、最終的には基本の学習に戻りましょう。



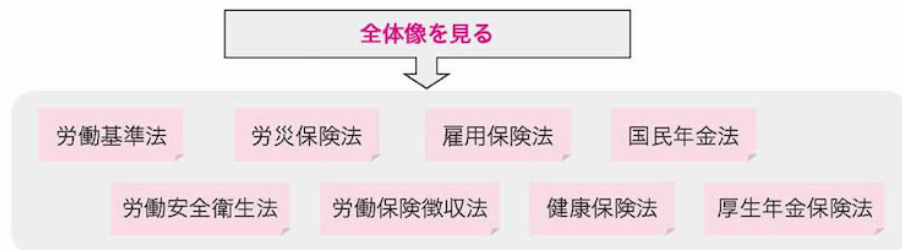
ワンポイント

勉強を始めた当初は、わからないことばかりかもしれません。でも、気にせずに。最初は、わからないのが当然です。繰り返し勉強を続けていくうちに、多くの疑問は解消されていきます。

Point 2 全体像をつかもう

まずは出題範囲全体の概要をつかみましよう。特に法律の勉強をしたことのない方は、法律に慣れることも必要ですので、その内容が「わかる」「わからない」に関係なく、まずは、全科目ひとつおとり目を通しましよう。

社会保険労務士試験に出題される科目は多岐にわたりますが、多くの法律が何らかの関連性を持っています。この関連性を知っておくことが、その後の理解をよりいっそう促すことになりますので、まずは**全体像をつかみましよう**。



Point 3 理解しながら学習を進めよう

ひととおり概要をつかんだら、次は科目ごとに学習を進めましょう。労働基準法から順番に、一つひとつの規定を**理解しながら学習を進めていきます**。

試験での出題は、法律の条文をそのまま抜き出してくるものだけではありません。考え方を問うものや応用的な事項も多数出題されます。そのため、各規定を単に丸暗記をするという学習では、合格圏に入れる得点を確保するのは難しいでしょう。たとえば、単に数値の違いで正誤を問うような問題であれば、丸暗記でも対応できますが、考え方を問われたり、視点を変えた出題がされたりしたときは、丸暗記ではまったく対応できません。

また、知識を吸収するという点においても、各規定をどれだけ理解しているかによって、その効果がまったく違ってしまいます。何をいつているのかわからない、そのようなものは、なかなか、頭の中に入ってきませんよね。

ですから、多少時間がかかったとしても、まずは正確な理解ができるように学習を進めていくことが大切です。

Point 4 問題を解こう

各規定を理解し、知識を吸収するための学習がある程度進んだら、今度は知識を出す学習に進みましょう。試験では上手に知識を出す、それが得点に結び付くことになるのですから。単に、「脳みそ」の中に雑然と知識が納まっただけでは、点に結び付くとは限りません。

そこで、そのために問題を解いてみましょう。知識を出す練習をします。それに、問題を解くことは、正確な理解ができているかどうかの確認にもなります。問題を解いて間違えた箇所は必ず復習しましょう。これを**反復すること**で、体系づけられた正確な知識を身に付けることができます。



ワンポイント

問題を解くときは、必ず正誤の理由を考えながら解きましょう。これが理解を促し、知識の定着につながります。

正誤があっても、理由が間違っていたら、正解ではありませんからね。復習を怠らないように。

問題を解くに当たっては、まずは過去に試験で出題された問題（過去問）を活用しましょう（本シリーズの『合格レッスン 過去問題集』には良質の過去問を掲載しています）。

これから受ける試験で、何がどのように出題されるのか、これは絶対を知っておくべきことです。過去問を解くことで、試験の傾向を知ることができます。

さらに、試験によく出る箇所、これは重要事項ですから、過去問を解くことで、その重要事項を知ることができます。

それと、もう一つ。社会保険労務士試験は、過去に出題された問題が**繰り返し出題される**という傾向があります。つまり、過去問は、**最高の予想問題**でもあるのです。

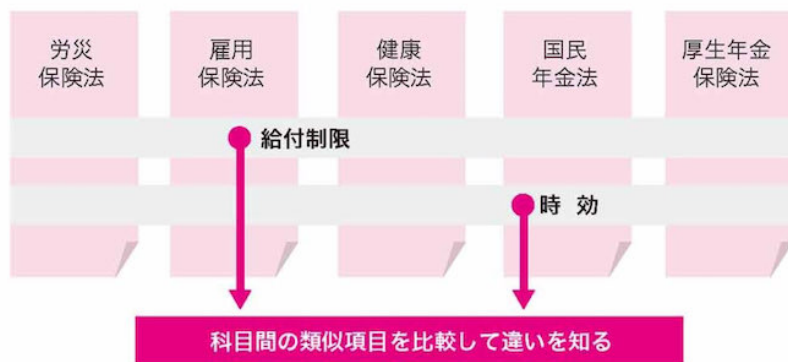
知識を確認するという点からすれば、過去問にないような項目についても問題解いておくということは、試験対策として有効です。そのため、過去問の学習をした後には、予想問題の学習をしておくことも合格に向けて役立つでしょう。

Point 5 横断的な学習をしよう

社会保険労務士試験の出題科目の多くは、社会保険（広い意味で労働保険を含みません）に関する法律です。そのため、各法律に類似規定が多く置かれています。

ある程度学習が進んだら、これらの違いを**比較して学習**しましょう。

類似規定を個々の法律ごとに学習していくよりは、比較により、違いを鮮明にすることで、知識の定着を促すことができます。それに、微妙な違いとかが、試験ではけっこう狙われるのです。そういうとき、記憶の定着があいまいで間違えたり、勘違いをして間違えたりってことが多いんですよ。このような間違いをなくすためにも、科目間・項目間を横断した学習をしておくことは、試験対策として、とても有効です。



Point 6 法律改正には注意しよう

社会保険労務士試験に出題される法律は、頻繁に法律改正が行われるという特色があります。そして、その改正された事項や関連事項が試験によく出題されます。

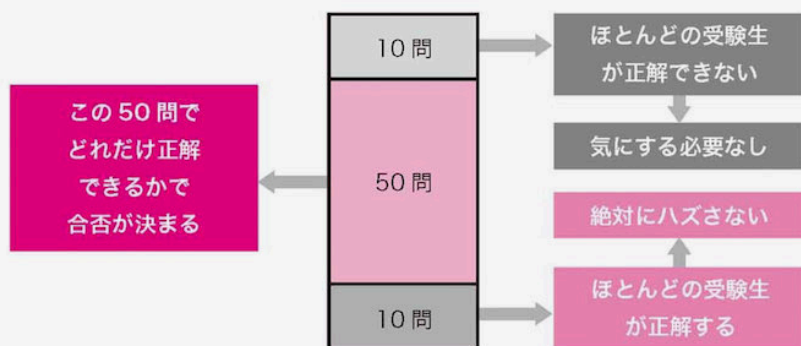
社会保険労務士試験では、例年4月中旬頃の日を指定し、その日に施行されている法律（法律として効力が生じているもの）を基準にして出題してきます。

たとえば、すでに学習をした事項であっても、その後、法律改正により、その内容が変わってしまっているような場合には、学習してきた内容が誤った情報となってしまうのです。

そのため、社会保険労務士試験に合格するための重要なポイントとして、改正点を知るということが挙げられます。必ず、**法律改正は押さえましょう**（本書発行後の改正は、追録やブログ <http://syaroshigoukaku.blogspot.jp/> でお知らせします）。

Point 7 合格に満点は必要なし

社会保険労務士試験は、選択式、択一式いずれも約7割の得点で合格できます。満点は必要ありません。つまり、ある程度（択一式なら20問）間違えたとしても合否に影響しないということです。試験には、毎年のように、難問、奇問といえる問題が少なからず出題されますが、そのような問題を正解できなくとも、何ら問題はないのです。



試験問題の多くは、基本的な事項とその応用的な事項から出題されています。つまり、これらが試験対策上の重要事項となります。これらの重要事項をしっかりと学習しておけば、合格圏に入れる得点を確保することができます。したがって、学習を進めるに当たっては、枝葉末節にとらわれず、最終的に7割程度の得点が取れるよう、重要事項を中心に学習を進めることが肝要です。

出題範囲に含まれる情報は膨大なものです。その中で基本事項はわずかな量です（わずかな量といっても、勉強する身にとっては、かなりの量になりますが）。これに対して、基本事項に付随するいわゆる「細かい事項」や「マニアックな事項」と呼ばれる箇所は、基本事項の何倍、何十倍という情報量があります。しかし、試験に出題されるのは、ほんのわずかです。つまり、そのような事項を重点的に学習したとしても、試験に出るか出ないかわからないような事項に時間を浪費するだけになってしまい、効率が悪く、合格のための得点を確保することが難しくなってしまいます。細かい箇所を勉強すると面白くなり、そこに「はまってしまう」ってこともあるのですが…そういうところは、今はとりあえず置いておきましょう。基本がしっかりできた後、よほど余力があれば、勉強しても構わないですが。

重 要

基本事項

重点的に学習

何度も繰り返しますが、まずは**基本事項を確実に理解すること**、これが試験に合格するために最も重要なことになります。

それでは、この後は、それぞれの科目のレッスンに進みましょう。